

令和8年度（2026年度）

豊中市市民公益活動推進助成金 助成事業

募集案内

この助成金は、みなさんからいただいた寄付を積み立てている「とよなか夢基金」を活用しています。



市民公益活動推進助成金とは・・・

多様化、複雑化する地域社会の課題に対応するためには、行政だけでなく、市民団体などによる多様な先駆的な取り組みの充実が必要です。この助成金は、市民公益活動（＝NPO活動、自治会等の地域団体等が自主的に行う活動で、不特定多数の人々の利益にかかわる公共的な課題の解決をめざして行うもの）に取り組む団体に対し、その活動に必要な事業費の一部を助成するものです。

この支援をとおして、市民公益活動を活発にすることにより、よりよい豊中のまちを作っていくことをめざしています。

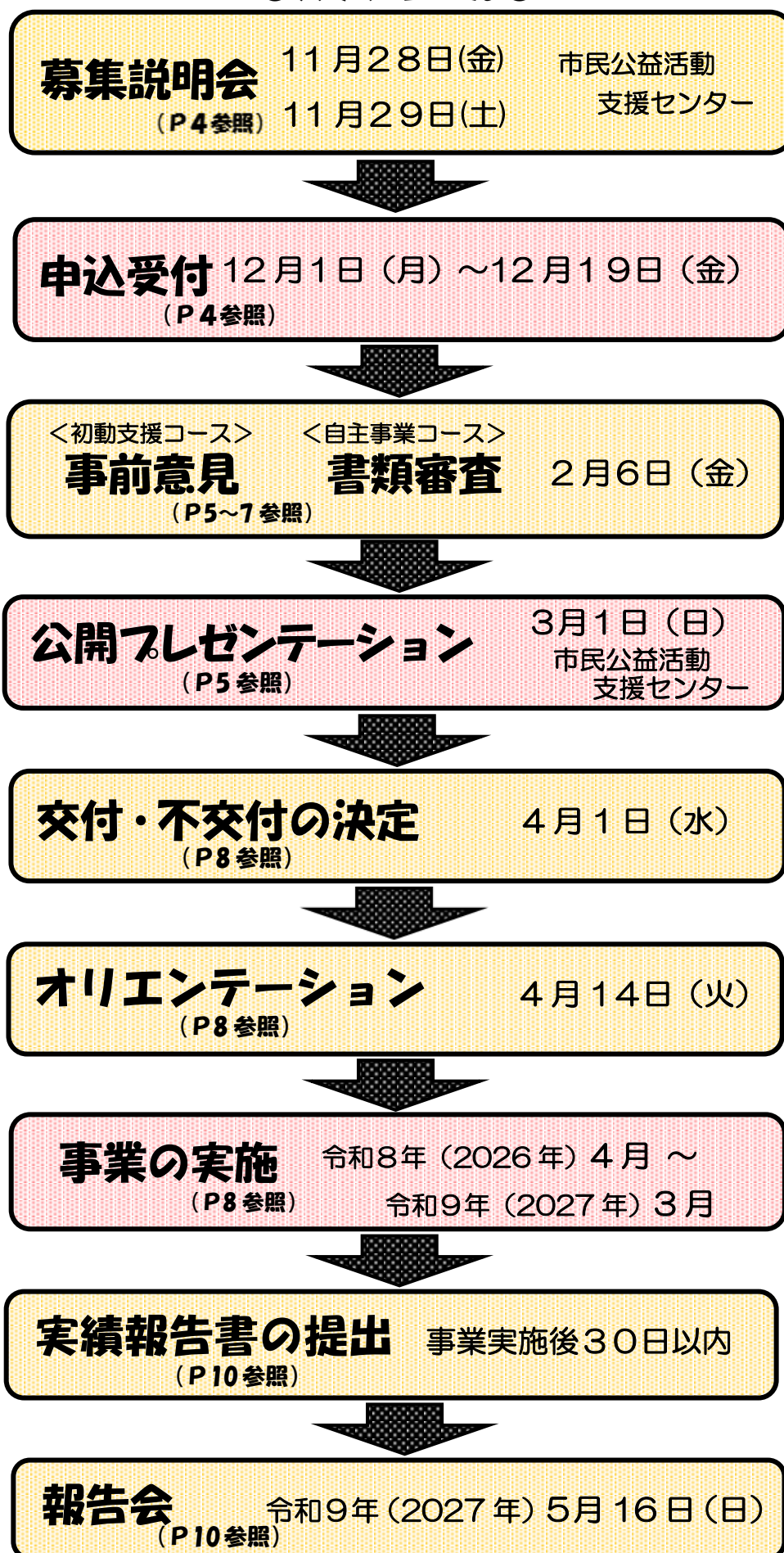
このため、助成金の交付にあたっては、次のようなしくみを取り入れています。

- 分野を限らず、広く一般に事業を募集する（公募制）。
- 学識経験者などが応募書類と公開プレゼンテーションを基に審査を行い、透明なプロセスで公平な決定を行う。
- 応募書類や実績報告書等の閲覧、助成金の交付を受けた団体による事業報告会をとおして、事業の成果を地域社会全体で共に対し有することをめざす。

目次

- スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 助成の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
 - 1 助成の対象者（申込みができる団体）
 - 2 助成対象となる事業
 - 3 助成対象となる経費
- 助成の要件・申込・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
 - 4 助成の種類と助成限度額等
 - 5 説明会への参加
 - 6 申込みに必要な書類等
 - 7 助成の申込み
- 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7
 - 8 審査
- 交付決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～9
 - 9 助成の決定と通知
 - 10 オリエンテーションへの出席
 - 11 事業の実施
 - 12 事業計画の変更
 - 13 助成金の前払い（概算請求）
- 事業実施後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～11
 - 14 事業の実績報告・助成金の確定
 - 15 助成金の交付請求
 - 16 助成事業の報告会への出席
 - 17 情報の公開
 - 18 交付の取消し、助成金の返還
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13
 - 19 よくあるご質問
 - 20 助成事業サポート制度（継続実施事業認証制度）

●スケジュール●



● 助成の要件

1 助成の対象者（申込みができる団体）

市民公益活動（下記参照）を行う団体であって、次の①～⑥の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 豊中市内に事務所がある団体であること、または、豊中市内で活動を行う団体であること。
 - ・ 豊中市外に事務所がある団体でも、豊中市内で市民を対象に活動をする団体は、申し込むことができます。
 - ・ 「団体」には、自治会などの地域団体やNPO（民間非営利組織）のほか、サークル、企業、同業者組合、各種実行委員会などを含みます。法人格の有無は問いません。
- ② 申し込もうとする事業について、豊中市が実施する他の制度による助成を受けている団体でないこと。
- ③ 豊中市が実施する他の制度による助成の対象となる団体でないこと。
 - ・ 社会福祉法人など、その団体を対象とする助成制度が他にある場合は、申込時点で助成を受けていなくてもこの助成金に申し込むことはできません。
- ④ 行政が事務局に参加していない団体であること。
- ⑤ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。

「市民公益活動」とは？

市民公益活動とは、自発的・自主的に行われる活動であって、市民その他の不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことをいいます。

ただし、次の活動は除きます。

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 宗教の教義を広めたり、信者を育成したりすることなどを主な目的とするもの
- ・ 政治上の主義を支持したり、これに反対したりすることなどを主な目的とするもの
- ・ 特定の公職の候補者や、公職にある人または政党を支持したり、これらに反対したりすることを目的とするもの

2 助成対象となる事業

この助成金は、地域社会の課題の解決に取り組む団体が自立的・継続的に発展していくための支援制度です。団体が行う市民公益活動であって、次の①～④の条件をすべて満たす事業であることが必要です。

- ① 申込団体が自ら行う事業であること。
- ② 豊中市内で行う事業、豊中市内に住んでいる人または豊中市内の事業所や学校に通勤・通学している人が主となって行う事業であること。
- ③ 法令に適合する事業であること。
- ④ 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日の間に実施する事業であること

3 助成対象となる経費

- (1) 令和8年度内（令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで）に、事業を実施するために直接要した経費が対象です。（会場を予約するために前払いした使用料や、事業実施に向けたチラシ印刷等については、令和8年（2026年）4月1日以前のものも対象とします。）
- (2) 様式第3号に、必要な経費を（4）に示した費目に基づいてご記入ください。
- (3) 団体の運営にかかわる経費は対象外です。

＜対象にならない経費の例＞

- ・ 団体の事務所などを運営するための経費 （例）事務所の家賃・光熱水費など
- ・ 団体の活動などを運営するための経費 （例）名刺代、会員への会報、電話代など
- ・ 団体の会員による会合のための飲食費 （例）会員同士の打合せ時の飲食代など
- ・ 団体に経常的に使用する備品購入費 （例）パソコン、タブレット、カメラなど
（リース又はレンタルは助成対象となる場合があります）

- (4) 費目および経費の種類

※助成対象経費となるのは、対象事業に関わるものに限ります。

費 目	内 容 例
諸謝金	講師や専門家等への謝礼金、ボランティアスタッフへの謝礼など
旅費	交通費、通行料金、宿泊費など
消耗品費	文房具や日用雑貨等の消耗品、材料費など
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書などの印刷および製本費など
通信費	郵送料、宅配料など
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険など
使用料及び賃借料	会場使用料、駐車料使用料、車両・機械等の賃借料など
その他の経費	その他事業に必要と認める経費（振込手数料ほか）

* なお、助成金申請時の予算書にない予算費目は、原則認められません。

* 事業実施に必要な不可欠な備品などは、原則リースまたはレンタルにより調達してください。

助成の要件／申込

4 助成の種類と助成限度額等

名 称	助成限度額 (千円未満切捨て)	対象事業
初動支援コース	助成対象経費の4分の3に相当する額で、 <u>15万円を限度</u>	◎活動の初動期（市民公益活動に取り組んでおおむね3年以内）の団体が行う市民公益活動事業 ◎1団体2回まで助成（過去に自主事業コースの助成を受けた団体は申込ができません。）
自主事業コース	助成対象経費の2分の1に相当する額で、 <u>50万円を限度</u>	◎市民公益活動に取り組んでおおむね1年以上の団体が行う市民公益活動事業 ◎1団体3回まで助成（このコースでそれまで助成を受けた事業と全く異なる事業であれば、さらに3回まで申し込むことが可能。）

○ 申込みは、1 団体につき、1 事業に限ります。

5 説明会への参加

新規のお申込みには、「募集説明会」への参加が必須です。

【とき・ところ】

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日（金）19 時～20 時 30 分まで 市民公益活動支援センター

令和 7 年（2025 年）11 月 29 日（土）10 時～11 時 30 分まで

〃

※ これまでに助成金交付を一度でも受けている団体は説明動画の視聴で替えることができます。

6 申込みに必要な書類等

次の 1～9 の書類等の提出が必要です。

◎印の書類は、助成を申し込む事業のほかに、別の事業を行う団体のみご提出ください。（申込時に提出できない場合はその時点で最新のもので代用可。）

様式が決まっているもの	
1	市民公益活動推進助成金 交付申込書（様式第 1 号）
2	市民公益活動推進助成金 交付申込事業計画書（様式第 2 号） ※年間計画書については参考様式あり。
3	市民公益活動推進助成金 交付申込事業予算書（様式第 3 号）
4	誓約書（様式第 4 号）
様式が決まっていないもの	
5	◎令和 8 年度（2026 年度）の団体の予算書
6	定款または会則等
7	役員名簿（役職名・お名前・ご住所）※住所は市区町村までで可
8	【自主事業コースのみ】前年度（令和 6 年度（2024 年度））事業報告書・決算書
9	会報、活動の写真など日頃の活動内容がわかるもの（A 4 で 2 枚まで・両面可） ※申込団体が著作権を有していない資料や広報物は不可

7 助成の申込み

- (1) 持参、郵送、電子メールのいずれかで申し込みできます。(電子メールの場合は、コミュニティ政策課へ、着信の確認のお電話をお願いします。)
- (2) 申込書の書き方など不明な点があれば、下記問合せ先までご相談ください。
- (3) 申込内容等についてコミュニティ政策課で確認し修正をお願いすることがあります。申請書類が整ってから受理となりますので、できるだけお早めにお申し込みください。

受付期間：令和7年（2025年）12月1日（月）～

12月19日（金）17:00 まで（持参・郵送・電子メールとも必着）

受付場所及び問合せ先：豊中市市民協働部コミュニティ政策課

（〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階）

電話 06-6858-2041／ファクス 06-6846-6003

電子メール npo@city.toyonaka.osaka.jp

！申込みでの注意点！

申込書類に記載された事業内容に基づき審査を行います。公開プレゼンテーションは、申込書類の内容を補完するためのものであることから、公開プレゼンテーションにおいて申込書類の内容と同一性を損なう変更があった場合には、審査の対象外となりますのでご注意ください。

8 審査

名 称	審 査 方 法
初動支援コース	申込書類と公開プレゼンテーションに基づいて <u>総合的に審査します</u> 。 ※このコースの申込団体には、公開プレゼンテーションの準備として、事前に審査部会（下記(1)参照）からの意見を伝えます。
自主事業コース	第一次審査 申込書類に基づいて審査します。 第二次審査 第一次審査の評価が一定以上の事業について、申込書類と公開プレゼンテーションに基づいて <u>総合的に審査します</u> 。

- (1) 審査は、豊中市市民公益活動推進委員会（助成金審査部会）が審査基準（6～7 頁）に基づいて行います。
- (2) 初動支援コースの申込団体と自主事業コースの第一次審査を通過した申込団体は、必ずプレゼンテーションにご出席ください。指定の集合時間に遅刻・欠席した場合は、失格とします。

【 公開プレゼンテーション 】

公開の場で事業内容を説明し、審査員の質問に答えていただきます。

と き：令和8年（2026年）3月1日（日）

※時間は申込締め切り後に個別にお知らせします。

ところ：市民公益活動支援センター（庄内コラボセンター 1 階）

※審査員は、豊中市市民公益活動推進委員会助成金審査部会委員が務めます。

審 査

◆◆ 審査基準 ◆◆

- (1) 全ての審査は、下記の基準で行います。
- (2) 次の①～⑫の項目について各2点、40点満点で、20点未満は不交付とします。
- (3) 採点のめやす：2点＝大変当てはまる 1点＝当てはまる 0点＝あまり当てはまらない
- (4) 申込金額の総額が市の予算額を超えた場合、採点結果が同点でも、これまでの交付回数の少ない団体からの申込事業を優先させることがあります。

審 査 項 目		配 点
公益性	会員相互の親睦・交流や趣味にとどまらず、より多くの人たちの幸せにつながる事業であるかを審査する項目です。	8 点
① 多くの市民の利益につながるか。 ② 多くの市民が賛同できる事業内容か。 ③ 地域及び社会の課題となっていることに取り組むものか。 ④ 構成員相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的としない事業であるか。		
実現可能性	その事業を計画どおりに実施することができるか、その事業を実施することで公益事業としての目的を達成できるかを審査する項目です。	
⑤ 団体の財政状況が健全で、事業の目的・内容・実施体制が明確か。 ⑥ 事業内容が事業目的と合っているか。 ⑦ 事業計画は適切であるか。 ⑧ 事業実施に必要な専門的な知識・経験があるか。		
自立発展性	この助成金は、事業を立ち上げ、軌道に乗せていく段階における一時的な支援制度です。自立して事業を継続し、発展させていくためには、会費や事業収益（参加費の徴収など）、寄付金などの収入確保の取組みが欠かせません。また、さまざまな団体と協力・連携することで、より効果的に事業を実施することができ、目的の実現に近づいていきます。このような自立・発展に向けての工夫や計画があるかを審査する項目です。	8 点
⑨ 【初動支援コース】この助成金以外に、財源の確保に取り組もうとしているか。 【自主事業コース】この助成金以外に、積極的な財源確保の取組みがあるか。 ⑩ 【初動支援コース】この助成を受けることが団体の発展につながるか。 【自主事業コース】この助成終了後も、自立的・継続的に事業を実施する体制を持っているか（検討しているか）。 ⑪ 事業内容と団体の掲げるミッション（めざすべき方向性）が整合しているか。 ⑫ 同じ分野あるいは同じ地域で活動する他の団体等と、目的の共有や連携・協力した活動のためのネットワークづくりを行っているか（行おうとしているか）。		

先駆性	市民・事業者のみなさんには、地域の特性をよく知り、課題やニーズを把握して、素早く柔軟に対応できるという強みがあります。こうした強みを活かした、市民公益活動団体ならではの事業であるかを審査する項目です。	
⑬ これまで取り組まれていなかった社会的課題に対して、新たに取り組もうとしているか。 ⑭ 社会に潜む問題点や課題を明らかにし、広く関心を高めていくことにつながるものか。 ⑮ 事業手法が斬新であり、応用することで他の分野や地域の社会的課題の解決に活用できるか。		6 点
地域貢献性	事業を実施することによって、助成制度がめざす住みよい地域社会づくりにつながるかを審査する項目です。	
⑯ 地域の課題に根ざし、その課題解決につながるものであるか。 ⑰ 取り組む課題と直接関係のある人が主体的に参加できるように配慮しているか。 ⑱ 多くの市民等を巻き込み地域社会全体に取組みを広げていこうとしているか。		6 点
公開性	団体や事業に関わる情報を積極的に発信し、関心を高めていくことにより、事業の担い手や賛同者を増やしていくことができます。このような視点から、活動目的や事業内容などの情報を積極的に公開し、広く地域社会に伝えていこうとしているかを審査する項目です。	
⑲ 団体の掲げるミッション（めざすべき方向性）を地域社会に広く伝えるよう配慮しているか。 ⑳ 事業実施にあたり、事業の目的・内容を明確にわかりやすく示すよう工夫されているか。		4 点

交付決定

9 助成の決定と通知

- (1) 審査結果をふまえ、助成金の交付、不交付を決定し、申込団体に文書でお知らせします。
(令和8年(2026年)4月1日)。交付決定の場合は、あわせて交付金額もお知らせします。
- (2) 今回の募集は、市の令和8年度(2026年度)予算が例年の日程で成立することを前提としています。市議会における予算審議の状況によっては、交付決定の時期等に変更が生じることもあり得ますので、ご了承ください。
- (3) 助成金の交付にあたり、市から条件を示す場合があります。

■市からの通知文書

1	市民公益活動推進助成金 交付決定通知書	様式第5号
2	市民公益活動推進助成金 不交付決定通知書	様式第6号

「申込みの取下げ」

交付決定通知を受けた団体は、その内容(交付決定額や交付条件など)に不服があるときは、申込みを取り下げることができます。その場合は、通知を受けた日から30日以内に、書面で市に申し出る必要があり、この期間を過ぎると自主的な取り下げはできません。市長が「交付決定の取消し」を行うこととなります(11ページ参照)。

10 オリエンテーションへの出席

交付決定団体は、助成事業にかかわる会計処理の方法や助成対象経費などの考え方についてのルールを説明するオリエンテーションに必ず参加してください。また、交付決定団体が相互に交流する機会としています。

- (1) 時期は、令和8年(2026年)4月14日(火)の予定です。
- (2) 団体から、2人までの参加をお願いします。

11 事業の実施

- (1) 団体は、助成事業にかかわる支払い等を発生順に記録した帳簿(出納簿)や領収書、レシート等を保管してください(出納簿や領収書等は実績報告時に提出していただきます)。
- (2) 事業のちらし等を作成するときは、「令和8年度とよなか夢基金ロゴマーク」(助成事業用)を必ず入れ、ご一報ください。
- (3) 「とよなか夢基金」のPRのため、市からのぼりやSNSパネルの貸出し、配布用リーフレットを提供しますので、事業実施の際はご協力をお願いします。
- (4) 市は、助成事業が終了するまでの間に少なくとも1回、助成事業の実施状況の確認を兼ねて、取材等をさせていただきます。
- (5) 市は、助成金が事業計画や交付の条件に従って適切に活用されるよう、団体に対して助言や点検(検査)をさせていただくことがあります。

12 事業計画の変更

- (1) 助成金の交付決定後に、事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、必ず変更する前に市にご相談ください。また、支出しようとしている経費が助成対象となるか不明な場合も、市にご相談ください。

- (2) 市に相談後、変更の手続きをする場合は、必要書類をご提出ください。
- (3) 市は、計画等の変更について市民公益活動推進委員会の意見を聴いた上で、変更を認めるかどうかを決定し、**団体に文書でお知らせします**。このとき、助成金の額を変更する必要がある場合は、当初の交付決定額の範囲内で変更します。

■事業計画等の変更に必要な書類

1	市民公益活動推進助成金 交付決定事業（計画書／予算書）変更申込書	様式第 12 号
---	----------------------------------	----------

■市からの通知文書

1	市民公益活動推進助成金 交付決定事業変更通知書	様式第 13 号
---	-------------------------	----------

13 助成金の前払い（概算請求）

- (1) 団体は、助成事業の完了前に、市に助成金の**前払いを請求することができます**。市は、団体が助成事業に着手しており、前払いの必要があると判断したときは、原則として交付決定額の全額を前払いします。
- (2) 事業完了後、実績報告に基づいて市が審査を行い、交付金額を確定します。前払いした金額が、確定金額を超えている場合は、団体はその超過分を市に返納しなければなりません。

■前払い請求に必要な書類

1	市民公益活動推進助成金 概算払請求書	様式第 7 号
2	助成事業に着手したことがわかる書類（ちらし、会場使用申込書など）	様式なし

14 事業の実績報告・助成金の確定

- (1) 団体は、助成事業の完了後 30 日以内に、必ず市に報告書類をご提出ください（通年で事業を実施している団体は、令和 9 年（2027 年）4 月 9 日（金）までにご提出ください）。

■実績報告に必要な書類

1	市民公益活動推進助成金 実績報告書 * 事業の詳細については必ず記載してください。 * 成果物（記録写真、チラシ等）を添付してください。
2	市民公益活動推進助成金 交付決定事業決算書
3	出納簿（支払等を発生順に記録した帳簿）
4	支出明細書（領収書の原本貼付と内容を記載）

- (2) 市は、報告書類に基づいて、助成金の使途などについて審査をします。

- (3) 審査終了後、助成金額を確定し、団体に文書でお知らせします。

■市からの通知文書

1	市民公益活動推進助成金 交付確定通知書
---	---------------------

15 助成金の交付請求

団体は、助成金額の確定通知書を受けた後に、市に助成金の交付を請求します。

■請求に必要な書類

1	市民公益活動推進助成金 交付請求書
---	-------------------

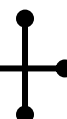
16 助成事業の報告会への出席

助成金の使途を含む事業の内容や成果を地域社会全体で共有するとともに、他の団体と意見交換を行う機会づくりを目的として、事業報告会を開催します。この報告会はオンライン等でも実施し、多くの方々に広く視聴いただくことを予定しています。

- (1) 時期は、令和 9 年（2027 年）5 月 16 日（日）の予定です。

- (2) 報告者は、事業報告会の会場に必ず出席してください。





17 情報の公開

- (1) 市は、助成の申込団体と事業の概要、審査における市民公益活動推進委員会からの評価の概要を、市ホームページ等で公開します。
- (2) 市は、申込書類などの助成に関する書類を、市民のみなさんが閲覧できるようにします。助成を受けた団体も、下表に記載のいずれかの場所で、助成に関する書類を公開することが豊中市市民公益活動推進条例で義務付けられています。
- (3) なお、これらは、『豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例』に基づき、個人情報の保護に留意して行います。

情報公開	市	助成を受けた団体
場 所	・ コミュニティ政策課 （市役所第一庁舎） ・ 市政情報コーナー （市役所第二庁舎）	・ 団体の主たる事務所の所在地 ・ 代表者の住所 ・ 市民公益活動団体が指定する場所 のいずれか
期 間	助成金の交付決定通知があった日から、令和 10 年度（2028 年度）の末日まで	
公開する書類	・ 助成金の申込み書類等 ・ 助成金の交付確定通知書 ・ 助成金の実績報告書類 ・ 助成金の交付決定通知書 ・ 助成金の交付請求書 ・ その他、市長が必要と認めるもの	

18 交付の取消し、助成金の返還

- (1) 次の場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
 - ・ 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
 - ・ 助成金に係る予算の執行の適正を期するために必要な市長の指示に違反したとき
 - ・ 交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
 - ・ 助成金の全部または一部を使用しなかったとき
 - ・ 期日までに実績報告を行わなかったとき
 - ・ 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき
 - ・ 暴力団又は暴力団もしくはその構成員の統制の下にある市民公益活動団体に該当したとき
 - ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある市民公益活動団体に該当したとき
- (2) すでに助成金の前払いを受けている場合に、助成金の交付決定の取消しがあったときは、受け取った助成金を市に返還しなければなりません。事業計画の変更等により、助成額が当初の決定額より減る場合も同様です。

19 よくあるご質問

- Q1 単発の事業でも申し込むことができますか。
A1 事業の回数に制限はありません。内容は審査項目に沿って審査します。
- Q2 地域や自治会の範囲など、活動エリアが決まっている事業でも申し込むことができますか。
A2 はい、できます。ただし、会員のみが対象といったような、参加者をはじめから限定する事業については対象になりません。
- Q3 団体ではなく、個人でも申し込むことはできますか。
A3 個人ではできません。構成メンバーが最低3人以上の「団体」であることが必要です。
- Q4 株式会社ですが申し込むことができますか。
A4 できます。ただし、申込事業の内容が「市民公益活動」であるか否かで審査されます。
- Q5 交付決定が4月になるのはなぜですか。また、交付決定日までにかかった費用は助成対象となりますか。
A5 交付の決定には、助成金に関する市の予算が決定している必要があります。例年、3月の市議会において次年度の予算が決定した後、速やかに事務手続きを進め、4月初旬に交付決定を行っています。ただし、交付決定日前に要した費用であっても、助成事業期間内（通常は4月1日から翌年の3月31日）の支出であれば助成対象となります。なお、会場の予約に必要な前払いの使用料や事業の告知チラシの印刷など事前の手続きが必要なものは、助成事業期間以前の支出であっても対象となる場合があります。
- Q6 飲食費や食糧費は助成対象となりますか。
A6 飲食費や食糧費については、「助成対象事業に直接要する経費」であれば助成対象となります。
- Q7 公開プレゼンテーションや報告会などへの参加費用は助成対象となりますか。
A7 公開プレゼンテーションや報告会などへの参加費用は「助成事業の実施に直接必要な経費」とは認められませんので、助成の対象とはなりません。
- Q8 申込後に事業内容を変更し、公開プレゼンテーションで変更後の内容を説明して審査を受けることは可能ですか。
A8 公開プレゼンテーションの時点で、申込書類に記載の事業と同一性を損なう変更があった場合には、審査の対象外となります。
- Q9 交付決定後に予算科目の追加や変更はできますか。
A9 基本的には予算科目の追加などはできません。ただし、交付決定後の事情の変更により特に必要性が生じたときは、事前の申込みにより認めることができる場合があります。ただし、支出前に必ずコミュニティ政策課までご相談ください。
- Q10 助成を受けた場合、チラシの配布など広報の支援はありますか。
A10 市内の小中学校や公共施設でのチラシの配布については、各施設へ連絡した上で、直接持参または郵送しご依頼ください。（配架できるかどうかは、スペースの関係等もあり各施設での判断になります）また、豊中市ホームページ上に各助成事業の紹介を掲載します。

- 過去の助成事業については、豊中市ホームページに掲載している「とよなか夢基金結果レポート」をご覧ください。（「とよなか夢基金」で検索⇒「発行物」の「ニュースレター」）
- 過去の助成事業に関する書類は、市政情報コーナー（市役所第二庁舎4階）やコミュニティ政策課（市役所第一庁舎5階）で閲覧できます。
- ※ 豊中市立市民公益活動支援センター（庄内幸町）では、市民活動に関する相談等を受け付けています。詳しくは、豊中市ホームページをご覧ください。⇒（「市民公益活動支援センター」で検索）

20 助成事業サポート制度（継続実施事業認証制度）

助成金の交付が終了した後も、対象事業の広報、PR（チラシの配架等）を継続して実施できるよう、下記の使用例のように「とよなか夢基金サポート事業」のマークを使用していただくことができます。

過去に助成金交付を受けた事業（事業単位）と、その目的・内容・実施方法が同じ、または、それを発展させた事業が対象となります。

使用申込みができる期間や手続の詳細については、助成金交付決定時に、改めてお知らせします。



とよなか夢基金は…

「 市民が市民活動の芽を育て応援する 」

市民力の高い豊中市ならではの仕組みです！



助成金の申込みについては、下記まで、ご遠慮なく、お問い合わせ・ご相談ください。

● 豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課

（〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階）

電話 06-6858-2041 ファクス 06-6846-6003 電子メール npo@city.toyonaka.osaka.jp

ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp>

● 豊中市立市民公益活動支援センター

（〒561-0833）豊中市庄内幸町 4-29-1（庄内コラボセンター1 階）

電話 06-6398-9189 ファクス 06-6398-9209 電子メール toyonaka.npo@jcom.zaq.ne.jp

※ 助成金申込書類のご提出は、豊中市立市民公益活動支援センターでは受付できません。

必ずコミュニティ政策課（豊中市役所第一庁舎 5 階）へお申し込みください。

ご応募ください！



豊中市 市民協働部 コミュニティ政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（市役所第一庁舎 5 階）

電話 06-6858-2041／ファクス 06-6846-6003

電子メール npo@city.toyonaka.osaka.jp

ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>